

令和8年6月2日

保護者の皆様へ

江戸川区立瑞江第二中学校
校長 横 枕 耕 史

風水害・降積雪に伴う生徒の安全確保について

標記の件につきまして、江戸川区教育委員会から下記のとおり基準の改定が示されましたので、お知らせいたします。この改定は、気象庁が行う防災気象情報の情報名の変更に伴うものです。

本校では、風水害等の予報が発令された際は、江戸川区教育委員会の基準に基きまして、生徒の安全確保を徹底しながら、教育活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

Ⅰ 気象庁の予報に基づく教育活動の実施に関する江戸川区教育委員会の基準について

(1) 前日（風水害のみ）

- 気象庁の予報により、午後3時の時点で、江戸川区に以下のような報道がされている場合は、教育委員会において翌日の臨時休業について検討し、午後4時までに臨時休業の有無を全校（園）に通知する。
 - ・ 台風の強さの階級「猛烈な最大風速54ms以上）」かつ大きさの階級「超大型・非常に大きい（風速15ms以上の半径800Km以上）」が報道されている場合

(2) 当日

- 気象庁の予報により、午前7時の時点で、以下のいずれかの警報が江戸川区に発表されている場合は、臨時休業とする。
 - ① 風水害
 - ・ 『暴風特別警報』又は『レベル5大雨特別警報』又は『レベル4大雨危険警報』
 - ・ 『暴風警報』かつ『レベル3大雨警報』
 - ② 降積雪
 - ・ 『大雪特別警報』又は『暴風雪特別警報』又は『暴風雪警報』
 - ※ 『大雪警報』のみの場合は、原則として臨時休業としない。
- 気象庁の予報により、下校時刻の時点で、以下のいずれかの警報が江戸川区に発表されている場合は、学校待機もしくは保護者引き渡しとする。
 - ① 風水害
 - ・ 『暴風特別警報』又は『レベル5大雨特別警報』又は『レベル4大雨危険警報』
 - ・ 『暴風警報』かつ『レベル3大雨警報』
 - ② 降積雪
 - ・ 『大雪特別警報』又は『暴風雪特別警報』又は『暴風雪警報』
 - ※ 『大雪警報』のみの場合は、各学校（園）にて状況に応じて判断する。

2 風水害時における江東5区共同検討や区災害対策本部の指示に基づく江戸川区の対応について

○「風水害時の対応態勢 一覧」のとおりとする。

別紙 風水害時の対応態勢に伴う学校の臨時休業について

風水害時の対応態勢 一覧

小岩小、鹿骨中、第三松江小、瑞江第三中、小松川小、船堀小、葛西小・中

ケース	自主避難施設指定校	自主避難指定外校	避難所開設運営
・暴風特別警報又はレベル5大雨特別警報又はレベル4大雨危険警報のいずれかが発令された場合 ・暴風警報とレベル3大雨警報の両方が発令された場合	臨時休業とする。 朝7時段階の判断が原則。状況により早い段階で判断する場合あり。		なし
第三次態勢 広域避難 (概ね2日～3日前)	臨時休業とする。 避難所開設の協力あり。		区職員+地域管理職+協力員 全階開放
第二次態勢 避難所避難 (概ね1日前)	臨時休業とする。 避難所開設の協力あり。		区職員+地域管理職+協力員 全階開放
第一次態勢 自主避難 (概ね1日前)	・通常授業を行う。 ・自主避難場所の提供を行う。 ※原則として、第一次態勢の場合は、避難所の開設は区職員が行う。教員は授業と児童等の安全確保が優先。協力できる範囲で、可能であれば開設を手伝う。夜間や休日の第一次態勢の場合は、原則管理職は協力、協力員は可能な範囲で、集合できそうであれば協力。	・通常授業を行う。 (今後の気象情報等に 細心の注意を払う。)	区職員 管理職 原則体育館のみ開放

※第一次態勢で暴風警報とレベル3大雨警報が発令している場合など、様々なケースが想定されるため、上記対応を組み合わせた判断を行う。

3 その他

- (1) 本校では上記の基準に則り、前日は午後5時頃、当日は午前7時頃に、本校ホームページ及び連絡アプリ「tetoru」で情報提供を行います。
- (2) 通常授業を行う場合であっても、気象状況によっては、登校時間帯の悪天候も予想されます。その際は、お子様の安全確保を最優先させ、無理な登校は控えさせていただきますよう、お願いいたします。
- (3) 下校時刻や放課後の活動等に変更が生じる場合は、本校ホームページ及び連絡アプリ「tetoru」でお知らせいたします。
- (4) 本件につきまして、ご質問などがございましたら、以下の担当宛てお尋ねください。

お問い合わせ

副校長 梶野 俊幸

電話 03-3670-1301